

第57回施設・研修等分科会における審議の結果報告 公共サービス改革基本方針別表の取扱いに関するヒアリング

公共サービス改革基本方針（平成28年6月28日閣議決定）別表において、民間競争入札の実施の必要性を検討することとされている事業について、第57回施設・研修等分科会（平成29年5月25日）で審議（ヒアリング）を行った。

その概要は以下のとおりである。

I 経済産業省基盤情報システムの運用管理業務（経済産業省）

1. ヒアリングの内容等

経済産業省より、現行システムのサービス調達（現契約）の実施状況及び次期システムのサービス調達（次期契約）の入札結果等について説明があり、それに対し、委員から以下のような質問・意見があった。

【委員からの主な意見等】

- (1) 前回のヒアリング（第42回施設・研修等分科会（平成26年8月6日））において、今後、サービス調達による入札に参加できる事業者は圧倒的に増加するとの説明があったが、現契約と次期契約に係る入札説明会参加者数、応札者数等をどのように評価しているのか。
- (2) 市場調査や資料提供招請など、事業者の意向・ノウハウを丁寧に把握している点は評価するが、仕様の技術的な中身に関するものに特化して注力されたように感じる。民間競争入札における審議は、専門的な業務の中身をチェックするというよりも、第三者の視点において、公正性やサービスの維持向上等の観点から資料をチェックしており、応札しなかった複数の事業者の意見として、公告期間が短かったとの基礎的なものが含まれていることや、結果的に1者応札であったことを踏まえ、より積極的な取組として民間競争入札の枠組みを活用してはどうか。
- (3) 現契約に関し、一体不可分な関係であることを理由に、現契約の事業者と随意契約を締結している追加業務があるが、その件数・金額ともかなりのものである。次期契約において、やむを得ず随意契約によるものが発生したとしても、相見積りを徴集するなど、価格の妥当性を検証することが重要。
- (4) 次期契約が不落による随意契約となった理由として、予定価格を限界まで低く見積もったとの説明があったが、1者応札ではその価格が市場価格と概ね合っているかどうか分からないのではないか。
- (5) 前回のヒアリングにおいて、次期契約の競争性が確保されない懸念を示したにもかかわらず、事実として1者応札となった。また、サービス調達1期目である現契約の受託事業者が、サービス調達2期目である次期契約においても共同提案者として参画しており、実際にシステムを構築するのも当該事業者であると推測される。事業者の固定化が進む可能性は否定できず、民間競争入札を活用する意義はあるのではないか。

- (6) 現契約の経費が年換算で 1.5 倍程度になったとの説明があったが、次々期契約も同じような状況になると仮定すると、今回示された経費の比較が妥当なのか評価が困難。

2. 事業主体の対応

審議の中で、経済産業省より以下の趣旨の発言があり、次々期契約（平成 34 年以降）において民間競争入札を実施するとの意向は示されず、改めて 1 週間の期間を設けて検討するよう伝えましたが、経済産業省の意向は変わらなかった。

○資料招請、意見招請において多数の事業者から資料や意見の提出があったこと、費用見積もりについても 4 者が応じていること、公告期間中の資料閲覧に 3 者が来ていることなどから、特定の事業者による 1 者応札が継続するような懸念はない。

○OWT の政府調達協定のプロセスや関係部局からのヒアリング、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に沿った手続等を経ており、次々期契約が 1 者応札となったことは結果論に過ぎない。なお、応札しなかった事業者へのヒアリングを行い、その意見も踏まえ、次々期契約に向けた改善策を検討する。

○民間競争入札を実施すれば 1 者応札は避けられるのか。1 者応札に確実にならない方策があるならば、この場で指摘されたい。

○他の民間競争入札案件における審議状況を見ても、なぜ委員が本件を民間競争入札に付したいと思われるのかが分からない。

3. 結論

その後、経済産業省より、民間競争入札の意義を理解した上で、次々期契約では運用管理業務をサービス調達から切り離すことを検討し、競争環境の改善に取り組むとの意向が示された。

については、業務の分離に係る経済産業省の検討結果を後日確認し、その業務範囲及び次々期契約において民間競争入札を導入できない理由の有無等について改めて審議を行うこととする。